

厚労省ガイドライン見直しに際し斎苑協会を通じて要望書を提出

厚生労働省は、令和5年1月6日付けで「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン(令和2年7月29日)」を改正する発表を行いました。改正に先立ち、厚労省から NPO 法人日本環境斎苑協会・東京都瑞江葬儀所・臨海部広域斎場組合・東京博善(株)・(株)戸田葬祭場に意見を求められるとともに、日本環境斎苑協会から日本火葬技術管理士会に改正に伴う意見を求められ、協会としての意見を取りまとめて要望書として提出しました。協会からの要望としては、見直しガイドラインの発表の時期、納体袋不要に対する不安、今回の意見の取りまとめに当たっては、短時間であり全関係者に意見聴取できていないことから、今後意見が出た場合には改めて意見を申し上げることとなるのであらかじめお含みいただきたい旨の意見書を提出しました。なお、1月31日に、厚労省によるガイドライン改正の説明会がオンラインで開催され、協会から玉寄将副会長が参加しました。